

後期分授業料特別免除申請のしおり

在学生用

鳴門教育大学
学生課学生係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学する者

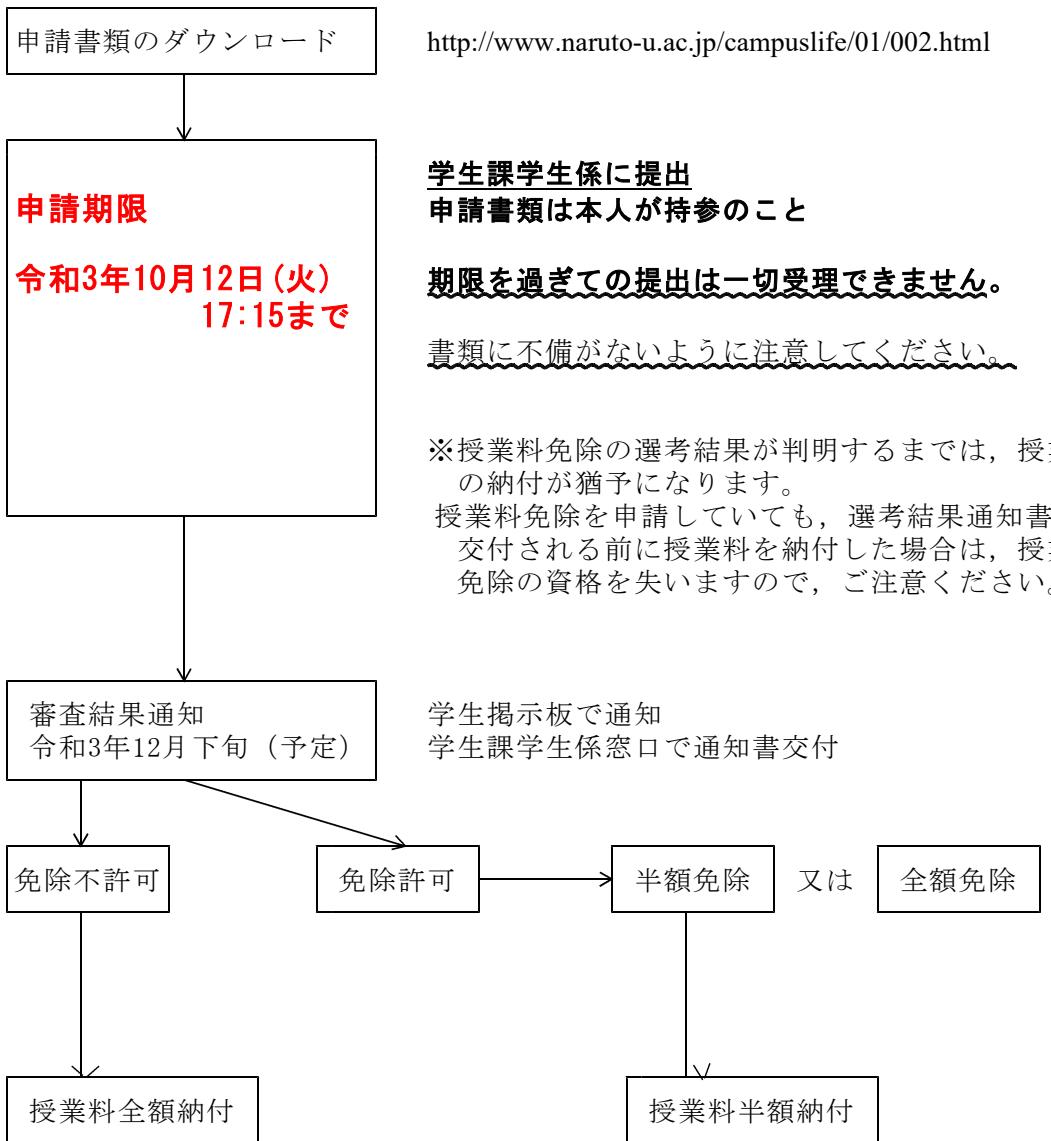
II. 申請手続

- (1) 提出方法 学生課学生係に本人が持参してください。
- (2) 提出期限 **令和3年10月12日（火）17:15まで**
期限を過ぎての提出は一切受理できません。
- (3) 受付時間 平日 8:30～17:15
- (4) 結果通知 学生掲示板にて周知（12月下旬予定）し、学生課学生係窓口にて選考結果通知書を交付します。
- (5) 注意事項 授業料特別免除申請者は、**結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。**
納付した場合は、授業料免除の資格を失いますので注意してください。
※授業料特別免除申請者に対しては、授業料口座振替申込書を提出している場合でも、結果が判明するまでは引落は行いません。
- (6) その他 申請書類に関して分からないうがあれば、学生課学生係
(TEL:088-687-6119・E-mail:kousei@naruto-u.ac.jp)に問い合わせてください。

III. 提出書類及び注意事項

- (1) 授業料特別免除申請書
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類
(具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し)
※提出が期限までに間に合わない場合は、「制度を利用することを証明する書類の提出に係る誓約書」を提出
- (3) 制度について記載された適用条例、要項等の写し
- (4) 封筒（長形3号）
※表面に自分の所属・学籍番号及び氏名を記入したもの

授業料特別免除（後期分）のフローチャート



※免除申請の結果が、全額免除以外の者は、通知後速やかに授業料を納付してください。

提出書類により取得した個人情報は、授業料免除者選考の事務手続きのために利用し、その他の目的には利用されません。

授業料特別免除申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう
関係書類を添え、申請します。

記

1. 令和3年度 (前半期 後半期)

2. 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと。)

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること
備考 規格は、A4とする。

大学院修学休業制度を利用することを 証明する書類の提出に係る誓約書

令和　　年　　月　　日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

大学院修学休業制度を利用することを証明する書類は、
令和　　年　　月　　日に発行されますので、発行され次第至急
提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する ことを証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する
ことを証明する書類は、令和 年 月 日に発行され
ますので、発行され次第至急提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。